

F X自動売買ソフトウェアの
売買契約等に係る紛争案件

報 告 書

(東京都消費者被害救済委員会)

平成27年3月

東京都生活文化局

はしがき

東京都は、6つの消費者の権利のひとつとして、「消費生活において、事業者によって不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利」を東京都消費生活条例に掲げています。

この権利の実現をめざして、東京都は、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、公正かつ速やかな解決を図るため、あっせん、調停等を行う知事の附属機関として東京都消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）を設置しています。

消費者から、東京都消費生活総合センター等の相談機関に、事業者の事業活動によって消費生活上の被害を受けた旨の申出があり、その内容から必要と判断されたときは、知事は、消費生活相談として処理するのとは別に、委員会に解決のための処理を付託します。

委員会は、付託を受けた案件について、あっせんや調停により紛争の具体的な解決を図り、個別の消費者の被害を救済するとともに、解決にあたっての考え方や判断を示します。

この紛争を解決するにあたっての委員会の考え方や判断、処理内容等は、東京都消費生活条例に基づき、広く都民の方々や関係者にお知らせし、同種あるいは類似の紛争の解決や未然防止にご活用いただいております。

本書は、平成26年10月14日に知事が委員会へ紛争処理を付託した「FX自動売買ソフトウェアの売買契約等に係る紛争案件」について、平成27年3月23日に委員会から、審議の経過と結果について知事へ報告されたものを、関係機関の参考に供するために発行したものです。

消費者被害の救済と被害の未然防止のために、広くご活用いただければ幸いです。

平成27年3月

東京都生活文化局

目 次

第 1	紛争案件の当事者	1
第 2	紛争案件の概要	1
第 3	当事者の主張	
1	申立人の主張	4
2	相手方の主張	4
第 4	委員会の処理と結果	5
第 5	報告にあたってのコメント	
1	本件契約における法的問題点	7
2	あっせん案の考え方	1 2
3	同種・類似被害の再発防止に向けて	1 2
■	資 料	
1	申立人からの事情聴取	1 5
2	「FX自動売買ソフトウェアの売買契約等に係る紛争」 処理経過	2 3
3	東京都消費者被害救済委員会委員名簿	2 4

第1 紛争案件の当事者

申立人（消費者） 3名 A：20歳代男性、B：20歳代男性、C：20歳代男性
相手方（事業者） 1社 株式会社グロリアス

登記上本店：東京都港区芝大門二丁目1番1号 平成26年9月25日解散、代表清算人 今出吉美 (解散前の代表取締役 上田淳一)
--

第2 紛争案件の概要

申立人A、B、C（以下、申立人3名を指す場合は「申立人等」という。）の主張による紛争案件の概要は、以下のとおりである。

（申立人A）

平成26年1月初めにSNSで知り合った「アッキー」という男性に誘われて飲みに行ったところ、アッキーの知人「内田」氏を紹介され、為替の取引所のようなところを見に行くことになった。

1月17日、内田氏に連れられアッキーと一緒に相手方の事務所へ行った。申立人Aが想像していたのとは全く違った小さな事務所で、相手方の担当者「黒井」氏から話を聞くことになった。黒井氏によれば、相手方の販売しているFX^{*1}自動売買ソフトウェアは、「コンピュータのプロが企業向けに開発したもの」で、「今はものすごく安くなって100万円だ」ということだった。申立人Aは、FXという言葉は知っているがそういう取引は知識がないとやれないと思っていると述べた。すると、内田氏は「自分も全くFX取引のことは知らなかったが、知識がなくてもソフトにまかせておけば、全部やってくれて儲かる」と説明した。また、黒井氏は、1年くらいあれば5万円が2倍に増えて、それがまた2倍になるといった話や、プラスマイナスはあるが最初に入れた元手が減ることはないといった話をした。黒井氏は、相手方ではローンが組めないのが、代金の100万円を消費者金融で借りて工面するように説明し、内田氏も「自分もそうした、やり方を教える」と言った。さらに、当初は在庫がないという話だったが、黒井氏が自動売買ソフトウェアを使っている投資家と交渉してくれて2台分譲ってもらえることになった。すると、アッキーは、「すぐ買う」と言い、申立人Aもこんなチャンスはないと思い、相手方が用意した契約書に署名した。

その後、内田氏がタクシーを呼び、内田氏・アッキー・申立人Aの3名で新橋へ行くことになった。申立人Aは、タクシーに乗ってから初めて消費者金融業者へ行くことを知った。アッキーは一人で消費者金融業者の店舗へ入って行ったが、申立人Aには内田氏が入口まで付き添い、審査が厳しいので、年収を実際より多く答える、借金の理由を聞かれたら車を買うと答える、といったアドバイスが書いてあるメールを受け取った。途中で内田氏は用事が出来たと言い帰ったが、申立人Aが消費者金融業者の店舗から出ると、黒井氏が店舗の階段の陰で待っていた。黒井氏は、申立人Aから現金100万円を数えもしないで受け取り、領収証を申立人Aに渡した。

その後、契約書に記載されていた納品期限になってもUSBメモリが届かなかったの、

^{*1} 外国為替証拠金取引

申立人Aが黒井氏に督促してようやく届いた。しかし、申立人AはこのUSBメモリの使い方がわからなかった。アッキーに状況を尋ねてみると、アッキーは「すごい順調」とグラフをメールで送ってきた。申立人Aは、どのような結果になっているのかを実際に見せてもらおうと思い、連絡をとって会う約束をしたがアッキーから都合が悪くなったと断られ、結局その後も会うことはできなかった。

後日、FX取引に詳しいという友人に、契約書やソフトウェアを見てもらったところ、消費生活センターへ相談するようにアドバイスされた。5月中旬に、契約の経過や解約したい旨を書面にして相手方へ送付し、解約や返金を求めたが、相手方から返金されなかった。

(申立人B)

SNSの友達募集のコミュニティに登録したところ、「タク」という男性から「友達になりませんか」と連絡があり、「飲みに行こう」と誘われて会うことになった。

居酒屋で飲んでいたところ、タクの上司の友達という人から電話がかかってきて、その人も一緒に飲むことになった。その男性は「ザキさん」と呼んでくれと言い、27、8歳で、不動産関係の仕事をしているという話だった。ザキさんがしきりと携帯電話を見るので、タクがそれは何かと尋ねると、ザキさんは「自分の投資分をリスクなしで外国の銀行に預けて、金利がいいところで取引をしている、損をしない」とアプリケーションソフトウェア（以下「アプリ」という。）の説明をした。ザキさんは興味があるなら買ったところに連絡をとってあげると言い、申立人Bはタクと一緒にならよと思い、行くことにした。

平成26年3月16日、ザキさんに連れられて、申立人Bとタクは相手方の事務所へ行き、ザキさんに相手方の担当者「本田」氏を紹介された。申立人Bが飲食関係の仕事をしていると話すと、本田氏は「飲食の方の利用も増えていて、〇〇さん（有名な寿司屋）などの経営者も利用している、利益で人が一人雇える」と言い、飲食業は人が足りないと感じていた申立人Bはなるほどと思った。本田氏は「ソフト代はかかるが、ソフト代を返済してしまえば、利益が出る」、「平均リターンは年60万から70万円くらい」、「ソフト代を借りても、2年以内ですぐ返せる」などと説明し、「ソフトは自動で取引するもので、投資家は3台買って使っている。人気なので、在庫が出せるかわからない」と言い、在庫を確認するために別室へ行ってしまう30分ほど戻ってこなかった。ザキさんは携帯のアプリで自分の取引の成果を申立人Bらに見せながら、「貯めた額だけで800万円、それ以外にも利益でマンションを買い、それを人に貸して家賃収入を得ている」などと不動産関係者らしい話をした。戻ってきた本田氏は、「ソフトは本当は120万円するが、若い人が利用する場合は返済が難しいので100万円にしている」、「投資家が譲ってくれて、在庫が2人分確保できたが、現金で一括で払ってもらう必要がある」と説明した。また、すでに夜の7時を過ぎていたので、本田氏から「この時間だと銀行で用意できないだろうから、新橋の消費者金融で借りることになる」と言われた。申立人Bは、相手方の事務所でFX自動売買ソフトウェアの説明を受けた際に、本田氏にやり方を教わって、スマートフォンにアプリをダウンロードした。

申立人Bは消費者金融業者で借りることに不安を覚えたが、ザキさんから「俺も消費者金融で借りた経験があるから」と言われ、借り方を教わった。その内容は具体的で、用途を聞かれたら「車の頭金と答える」などというものだった。ザキさんに連れられて、タクと申立人Bは新橋へタクシーで向かい、別々に消費者金融業者の店舗へ入った。ザキさんから、「タクは借りられたから先に移動する」と連絡があったので、申立人Bが借りた100万円を持っ

てタクのいるファーストフード店へ行ってみると、そこには本田氏もいた。タクは100万円を既に渡したとのことだったので、申立人Bもその場で本田氏に現金100万円を渡し、契約書を記入した後、契約書の控えと領収証を受け取った。

その後、「DEAL MATRIX LIMITED」というニュージーランドの会社（以下「Deal Matrix社」という。）^{※2}から書類が送られてきた。本田氏からDeal Matrix社は運用の会社と説明を受けていたので、書類に記入して返送した。その後、本田氏に指定された銀行口座に元金10万円を預け、スマートフォンで毎日取引の結果を確認したが、とても1年で60～70万円のリターンがあるように思えなかった。元金が少ないためだと思い1万円を追加してみたがその後も残高は本田氏が言っていたようには増えなかった。また、USBメモリも送られてきた。申立人Bは、USBメモリはパソコンで使うときに必要なものだと理解しており、スマートフォンのアプリがあるので、USBメモリを使用することは全くなかった。

両親等に相談したところ消費生活センターに相談するよう勧められ、電話で相談し、平成26年6月8日に、ソフトウェア代金と取引口座への入金額の返還を求める解約通知書を相手方へ送付した。取引口座へ入金した11万円のうち約10万6千円は返金されたが、ソフトウェア代金の100万円は返金されなかった。

（申立人C）

SNSで知り合った●●から誘われ、一緒に飲みに行ったところ、●●の取引先の相手という「山崎」氏という男性も一緒に飲むことになった。山崎氏からFXの話をして、申立人Cと●●は一緒に相手方の事務所へ話を聞きに行くことになった。

平成26年5月22日に相手方の事務所へ行き、「黒井」と名乗る担当者から、Deal Matrix社^{※1}という会社の名前が出て、そこに口座を作り、相手方のソフトウェアで自動売買するという話を聞いた。主に黒井氏が話していたが、山崎氏も合いの手を入れる感じで、「その口座にお金を入れておけば、あとは自動で増えていく」、「今その口座の中に入っているのが、大体700万円ぐらいある」と話した。黒井氏は、「10万円を入れたとして1年で大体3～4倍にはなる」、「10万円だとしても月に大体2～3万円は増える」という話をした。元手を増やせば、その何割かが増えるので、返ってくる額も大きくなるという話だったが、一気に増えるというよりは、こつこつ貯めるという感じだと説明された。また、「全部自動でやってくれて、少し負ける場合もあるけれども、結局合計するとプラスのほうが多いから利益が出る」、「コンピュータが自動でやってくれるから元手より少なくなることはまずない」、「月々利益が出て、それで消費者金融から借りて毎月返す金額を上回る」と説明されたので、申立人Cは利益が出るのだなと思った。

山崎氏から「自分もやったことがある、車の購入代金と言えば借りられる」などと教えられ、そのとおりにして消費者金融業者から50万円を借りた。新橋まで現金を受け取りに来たのは、黒井氏とは別の担当者だった。相手方の事務所まで現金を持って行くのだと思

^{※2} 関東財務局発表資料「無登録で金融商品取引業を行う者について」（平成25年12月5日、<http://kantou.mof.go.jp/rizai/pagekthp032000122.html>）により警告書を発出されたとして、名称等を公表された事業者（商号：Deal Matrix Limited、所在地：Plaza Level, 41 Shortland Street, Auckland, 1010, New Zealand、内容等：インターネットを通じて、店頭デリバティブ取引を行うとしているもの、代表者等の氏名は不明）

っていたので疑問にも思ったが、山崎氏も一緒だったこともあり 50 万円を渡してしまった。

USBメモリは受け取っていなかったが、相手方の事務所で契約締結した際にスマートフォンにダウンロードしていたアプリで、実際に自動売買を始めた。USBメモリは、ソフトを停止させたりするのに必要だということだったが、なくても自動売買はできるという説明だった。実際にやってみると、利益というか増える金額は明らかに少なく、増えてもほんの少力で、消費者金融業者から借りた毎月の返済金が支払えるような利益が出なかった。そこで黒井氏が説明したことと違う、おかしいと感じた。また、ソフトウェア代金 100 万円のうち残り 50 万円を支払う必要があると思っていたので、申立人Cは、●●にクーリング・オフしたいと連絡した。●●は黒井氏に電話をし、支払った 50 万円だけでよいという話にしてしまったため、申立人Cはクーリング・オフをしたいとそれ以上言えなくなってしまった。

そこで、消費生活センターに電話をして書き方をアドバイスしてもらい、6月9日に相手方に対してクーリング・オフのはがきを出して、ソフトウェア代金と取引口座への入金額の返還を求めた。7月11日に、取引口座へ振り込んだ9万円のうち7万9,538円が返金されたが、ソフトウェア代金50万円は返金されなかった。

第3 当事者の主張

事情聴取等における申立人及び相手方の主張は、以下のとおりである。

1 申立人の主張

(申立人A)

元々FX取引や自動売買のソフトウェアに興味はなく、不意打ち的な勧誘を受けなければ、借金をしてまで100万円のソフトウェアを購入することはなかった。契約を解消し、支払った100万円を返還してもらいたい。返済が大変であることから、消費者金融業者から借入れたために負担した利息についても、できれば賠償して欲しい。

(申立人B)

「平均リターンが年60万円から70万円くらい、2年以内ですぐ返せる」という説明がなければ契約をしなかった。勧誘時に聞いた話と実際は違うので、契約を解消し、支払った100万円を返還して欲しい。

(申立人C)

「Matrix FX 売買契約書」の商品の「内容品」と記載されている「USBライセンスキー」等を受け取っていない。また、「月々の利益で消費者金融から借りた返済月額は返せる」などと言われなければ契約はしなかった。契約を解消し、支払った50万円を返還して欲しい。また、証拠金から差し引かれた金額(10,462円)も返金して欲しい。

2 相手方の主張

本部会から、相手方に対し説明を求めたが回答がなかったため、あっせん案を提示したところ、以下のとおり、回答があった。

「今回ご提示されました「あっせん案」につきまして、当方で検討をいたしました。が、今現在、当該法人が解散にいたり清算業務を継続中ですが、法人資産がほとんどなく、債務にいたりましては、今だ総てを把握できていない状態ですが、債務超過に至るのは確実でありまして、全額返済に関しましては受諾することは困難であるとの結論に達しました。」
(相手方から送付された文面をそのまま「」内に掲載した。)

第4 委員会の処理と結果

1 処理の経過と結果

本件は、平成26年10月14日、東京都知事から東京都消費者被害救済委員会に付託され、同日、同委員会会長より、その処理があっせん・調停第二部会（以下「部会」という。）に委ねられた。

部会は、平成26年10月29日から平成27年1月19日まで4回に渡って開催された（処理経過は資料2のとおり）。

平成27年1月5日、あっせん案を両当事者へ送付したところ、申立人等からはあっせん案を受諾する旨の回答があったが、相手方からは受諾しない旨の回答であった。

平成27年1月19日、相手方へ調停案を送付し、調停案を受諾するよう勧告したところ、相手方から期限を過ぎても回答がなかったため、期限を延期して回答を求めた。しかし、その期限を経過しても相手方から回答がなかったことから、事務局から電話連絡し、相手方代表清算人から調停案を受諾する意思がないことを聞き取った。

<調停案拒否の意思確認に係る経緯>

平成27年1月19日 調停案を相手方へ提示し受諾を勧告（郵送、FAXによる）

1月30日 【調停案に対する回答の期限】相手方からの文書回答なし

2月3日 事務局から相手方（清算人）へ電話連絡し、2月6日までに回答するよう要請

2月6日 【調停案に対する回答の期限】相手方からの文書回答なし

2月9日 相手方からの回答がないため、事務局から電話連絡（留守番電話等）

2月10日 事務局から相手方（清算人）へ電話連絡し、調停案を受諾しない意思を確認

部会は、「あっせん」及び「調停」のいずれもが、相手方の拒否により不調となったため、平成27年2月12日、紛争解決の処理手続きを終えることとした。

2 申立人からの事情聴取

平成26年10月29日に申立人Cから、同年11月4日に申立人Bから、同年同月5日に申立人Aから、勧誘に至るまでの経緯、勧誘・契約時の状況、契約内容の認識、希望解決内容等について聴取した。（詳細は資料1のとおり）

3 相手方への協力要請の経過等

相手方は、平成26年9月25日に解散していたことから、事務局から代表清算人に連絡し、前代表取締役や元従業員等の関係者らの事情聴取への出席及び関係資料の提出など、紛争解決に向けて協力を要請した。代表清算人は、元代表取締役等とも話し合い誠意をもって対応したいと応答したことから、事情聴取や資料提出の目途を事務局へ回答するように依頼したところ、相手方からの連絡はなかった。

そこで、事務局から連絡し、複数の日程を提示して、事情聴取に応じるよう要請したところ、代表清算人は、平成26年11月27日に予定していた第3回部会へ自らが出席し事情を説明する旨回答した。しかし、同月25日に、代表清算人から電話連絡があり、長期出張するため部会に出席できない旨の申し出があったことから、本部会は相手方の事情聴取の期日を延期することとし、代表清算人に対し、代表清算人を含む関係者らの事情聴取への出席を再度要請した。また、提出を依頼していた本件紛争に係る関係資料についても、提出がなかったため、再度提出を要請した。さらに、事情聴取に応じられない事情があるならば本部会からの質問に文書で回答するよう要請した。

なお、この間の事務局からの問い合わせに対して、代表清算人は、元代表取締役や元従業員から事情を確認している、書類等の提出の準備をしている等と応答した。

提出等を依頼した期日になっても相手方から連絡がなかったことから、本部会はさらに期日を延期した上で、関係資料や回答書の提出を重ねて要請した。しかし、相手方から関係資料及び回答書が提出されることはなかった。

4 相手方及び本件契約締結の勧誘関与者らについての調査

前述のとおり、本部会は、相手方から事情を聴取すべく再三にわたり、事情聴取への出席要請、関係資料及び回答書の提出を要請したが、相手方の代表清算人からの協力は全く得られなかった。

そこで、本部会は、本件の事実関係を把握するために、相手方、相手方の契約担当者、申立人等の勧誘に関与した者らについて、銀行口座や使用していた電話番号等の調査を行った。

5 あっせん案・調停案

(1) あっせん案の提示に至る経緯

本部会は、本件の解決に向けさらに手段を尽くすため、あっせんによる解決を図ることとし、相手方から事情聴取や資料提出等について協力が得られない状況ではあったが、これまで本部会が行った調査等で知り得た事実関係を基に、あっせん案を作成した。

(2) あっせん案

本部会が、平成27年1月5日付けで当事者双方に提示したあっせん案は、次のとおりである。

- ① 相手方は申立人A及びBは100万円、申立人Cは50万円の返還義務があることを確認し、申立人の指定する金融機関口座に、平成27年1月31日までに、全額を振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方の負担とする。
- ② 申立人と相手方の間には、本件契約に関して、本あっせん条項以外、相互に何らの

債権・債務関係のないことを確認する。

(3) 調停案

調停案を示すに当たり、本部会は、あっせん案の提示した内容で解決することが社会的に公正かつ妥当であると改めて確認し、平成27年1月19日付けで、前述(2)①②の調停案を相手方に示し受諾を勧告した。

第5 報告にあたってのコメント

1 本件契約における法的問題点

(1) 本件契約における取引対象

申立人等と相手方との間で締結された本件契約における契約書には、商品の種類として「FX自動売買ソフトウェア」、内容品として「USBライセンスキー1個、取扱説明書一式、専用ケース1個」と記載されている。しかしながら、本件商品とされるUSBメモリを受領した申立人AとBはいずれもUSBメモリを使用しておらず、また、申立人CはUSBメモリを受領すらしていない。にもかかわらず、Deal Matrix 社^{※3}の指定口座に入金した申立人BとCについて同社を介してFX売買がなされており、申立人BとCはスマートフォンにダウンロードしたアプリにより取引状況を確認している。申立人等は相手方の担当者からUSBメモリはパソコンを使って取引を行う場合のみ必要であるとの説明を受けているが、何故にスマートフォンで取引を確認する顧客にとって本件商品とされるUSBメモリが不要となるのか、パソコンを使用しない顧客にはUSBメモリが不要であるならば何故に本件契約書の商品としてUSBメモリが記載されているのか明らかにされていない。それ故、本件契約はFX自動売買ソフトが入ったUSBメモリの売買契約ではなく、その実態は申立人等とDeal Matrix 社との間の一任売買取引を相手方が取り次ぐことを内容とする役務提供契約であると解する余地がある。

(2) 適用法規

本件契約は締結に至るまでの過程をみると訪問販売（無店舗販売）あるいはアポイントメントセールスに該当する可能性があるため、本件契約に特定商取引法が適用されるのかが問題となる。

特定商取引法3条以下が適用される訪問販売には、狭義の訪問販売（無店舗販売）の他、いわゆるキャッチセールスとアポイントメントセールスも含まれる。

まず、狭義の訪問販売であるが、「営業所、代理店、その他主務省令で定める場所（営業所等）以外の場所」で契約を締結する行為を指す（同法2条1項1号）。営業所等とは、営業所や代理店の他、「一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であって、店舗に類するもの」（店舗に類する場所）も含まれる。

申立人Bは相手方の事務所で勧誘を受けた後に、ファーストフード店において契約を締結しており、狭義の訪問販売に該当する。

アポイントメントセールスとは、販売目的を隠して、あるいは、他者よりも著しく有利な条

※3 3頁の脚注 ※2を参照のこと。

件で契約を締結できると告げて、営業所その他特定の場所への来訪を要請し、営業所等において契約を締結する行為を指す（同法2条1項2号、施行令1条）。来訪を要請する手段としては、電話や郵便等による営業所等への呼び出しの他、メール等によって外部で会うことを約束した上で実際に会った場所において営業所等への来訪を要請する行為も含まれると解される。本件において申立人AとCは、SNSで知り合った者（A：アッキー、C：●●、以下「甲」という）並びにその知人（A：内田氏、C：山崎氏、以下「乙」という）から販売目的を告げられずに相手方事務所に誘われ、相手方担当者（黒井氏）から勧誘を受けたうえで相手方事務所内で契約を締結しているが、甲と乙は表向きは相手方の従業員ではないが、申立人等に対する手口が極めて酷似している点などの事情から、この者等は相手方の意を受けて申立人等を勧誘した疑いがある。それ故、申立人A並びにCと相手方との間の契約はアポイントメントセールスに該当する。

なお、前述のように、本件契約の実態はソフトウェアの売買契約ではなく、FX一任売買を取り次ぐ役務提供契約であるとの疑いがあることから、訪問販売に該当する取引について特定商取引法規定の適用除外を定める特定商取引法26条1項8号イとニに該当するかが問題となるが、金融商品取引が特定商取引法の適用除外とされた趣旨は、金融商品取引法による適切な規制が予定されているからであり、相手方のような金融商品取引業者として登録されていない業者が行う一任売買取次には金融商品取引法が適用されないことから、本件契約の実態がソフトウェアの売買契約かFX一任売買の取次という役務提供契約かを問わず、狭義の訪問販売あるいはアポイントメントセールスに該当する本件契約には特定商取引法の規定が適用される。

（3）訪問販売における書面交付義務とクーリング・オフ

訪問販売において事業者は契約締結に至った場合に遅滞なく契約内容を記載した書面を消費者に交付する義務を負う（特定商取引法5条）。特定商取引法並びに省令（特定商取引に関する法律施行規則）によると、契約書面には以下の事項を記載することを要する。①事業者の氏名または名称、住所、電話番号、法人代表者名（省令3条1号）、②契約締結を担当した者の氏名（省令3条2号）、③契約締結の年月日（省令3条3号）、④商品の種類（特定商取引法4条1号）、⑤商品名及び商品の商標または製造者名（省令3条4号）、⑥商品の型式（省令3条5号）、⑦商品の数量（省令3条6号）、⑧商品の代金（特定商取引法4条2号）、⑨代金の支払時期と支払方法（特定商取引法4条3号）、⑩商品の引渡時期（特定商取引法4条4号）、⑪クーリング・オフに関する事項（特定商取引法4条5号）。なお、⑪については赤枠の中に8ポイント以上の赤字で記載しなければならない（省令6条6項）。また、書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載することを要し（省令5条2項）、書面には8ポイント以上の文字（日本工業規格Z8305）を用いなければならない（省令5条3項）。

訪問販売において、消費者は、必要事項が記載された法定書面（本件では契約書）を受領してから8日以内であればクーリング・オフを行使できる（特定商取引法9条1項）。しかしながら、消費者庁・経済産業省通達「特定商取引法に関する法律等の施行について（平成25年2月20日付）」第2章第2節7(1)(イ)①によると、法定書面が交付されない場合のみならず、交付された書面の記載に不備がある場合にも、クーリング・オフの権利行使期間は進行を開始しないので、法定書面の交付から8日以上経過した後であっても消費者はクーリング・オフができる。

本件では、商品の内容とされているUSBメモリの中にソフトウェアが入っているのか疑わしく、商品の種類と内容が一致せず、この点で記載が不正確である。また、書面の内容を十分に読むべき旨が赤字内に赤字で記載されておらず、裏面の契約条項において8ポイント以上の文字が使用されていないなど、形式面においても記載の不備がみられる。したがって、申立人等が契約書を受領してから8日以上後に解約通知がなされているが、本件契約書は記載に不備があることから、クーリング・オフの権利行使期間は進行を開始していないので、申立人等のクーリング・オフは権利行使期間内に行われたものといえる。

クーリング・オフにおいては、消費者が解約する旨の書面を発信した時に、契約は消滅する（特定商取引法9条2項）。クーリング・オフにより契約が消滅されるので、事業者の消費者に対する代金債権は消滅しており、事業者は消費者に対して代金の支払や役務の対価の支払を請求できない（民法121条、545条参照。特定商取引法9条3項参照）。また、事業者が消費者から受領した金銭は法律上の原因が欠如した不当利得（民法703条以下）となることから、事業者は消費者から受領済みの代金や対価を速やかに消費者に返還しなければならない（民法545条参照。特定商取引法9条6項参照）。

（４）禁止行為

ア 不実告知

特定商取引法6条1項では、訪問販売業者の禁止行為として、契約締結の勧誘に際して、以下の事項につき不実告知が禁止されている。①商品や役務の種類、内容等、②商品の販売価格あるいは役務の対価、③代金あるいは対価の支払時期、支払方法、④商品の引渡時期あるいは役務の提供時期、⑤申込の撤回や解除に関する事項、⑥消費者が契約の締結を必要とする事情に関する事項、⑦①から⑥まで以外の契約に関する事項で消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの。

前述のように、本件契約書には商品の種類として「FX自動売買ソフトウェア」、内容品として「USBライセンスキー1個」と記載されており、このような記載を見る限りUSBメモリに自動売買ソフトウェアが搭載されていると考えるのが通常であると思われるが、実際にはUSBメモリを使用しなくてもFXの自動売買がなされており、契約書において内容品と記載されているUSBメモリには自動売買ソフトウェアが搭載されていないことになる。したがって、商品の種類や内容について不実告知があったとみることができる（同様に消費者契約法4条1項1号・同条4項1号における不実告知にも該当するものと解される。）。その他にも、代金100万円について、本来は120万円であるが特別料金として100万円にすると述べたり、申立人Cについてのみ50万円の支払で足りるとするなど、120万円あるいは100万円が定価であるか疑わしい。この点も不実告知に該当する可能性がある。

また、相手方の担当者は、本件商品の在庫がないとして、特別に他の顧客から譲り受けることができたと称して、申立人等に契約締結を即断しなければ購入機会を逸すると思わせて契約を締結させているが、ソフトウェアという商品は複製が容易であることからすると、在庫がないことを前提とした担当者の言動は虚偽である疑いがあり、「消費者が契約の締結を必要とする事情に関する事項」（特定商取引法6条1項6号）、あるいは「契約に関する事項で消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」（同7号）に該当する不実告知と解される。

さらに、消費者金融業者からの借入元本と利息が返済できるだけの利益がFX売買により確実に得られる旨の言動は、特定商取引法6条1項7号の「契約に関する事項で消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に関する不実告知に該当するものと思われる。

イ 販売目的を隠して公衆の出入りする場所以外の場所に呼び込んで勧誘する行為

特定商取引法6条4項では、アポイントメントセールスに該当するような行為により「公衆の出入りする場所以外の場所」に消費者を呼び出して勧誘する行為を禁止している。本件は販売目的を隠して申立人等を相手方の事務所に呼び込んでおり、禁止行為に該当すると思われる。

ウ 適合性原則違反

特定商取引法7条を受けた省令7条3号では、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うことが禁止されている。本件では、相手方の担当者が申立人等に対して、商品の購入代金100万円について消費者金融業者から借入れをするように求め、実際に、消費者金融業者での審査を通りやすくするために自動車の購入代金に使用するなど虚偽の事実を述べるように申立人等にアドバイスをするなどして、50万円から100万円の借入れをさせて、申立人等に高額な元利金返済義務を負わせた。貸金業法は、貸金業者に、顧客の収入や返済計画など返済能力に関する事項の調査を義務付けるとともに（貸金業法13条1項）、顧客に対して返済能力を超える過剰貸付けを禁止しているが（同法13条の2第1項）、販売業者が商品代金額の融資を受けさせるために商品購入者に過剰借入を勧めることも同様に許されるべきではない。高額な元利金返済債務を負担して本件商品を購入するよう申立人等を勧誘する行為は、申立人等の財産状況に照らして不適合な勧誘といえるので、禁止行為に該当すると思われる。

エ 金融商品取引法の脱法行為

金融商品取引法38条4号並びに同施行令16条の4第1項は、店頭取引でのFX取引について、金融商品取引業者が勧誘の要請をしていない顧客に対して、訪問又は電話をかけて勧誘することを禁止している（不招請勧誘の禁止）。

また、金融商品取引法2条8項12号並びに28条4項は、投資一任契約（金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約）について、投資運用業者として登録を求めている。さらに、投資一任契約の締結の代理や媒介をする場合は、投資助言・代理業として登録が必要である（金融商品取引法2条8項13号、28条3項）。

本件の契約の実態は、相手方が金融商品取引法の投資運用業の登録をせずに投資一任契約をしている海外の業者の代理ないし媒介をしているものであるが、本来であれば、相手方は金融商品取引法上の登録をすべきであるにもかかわらず、自動売買ソフトウェアの売買を装い、金融商品取引法の適用の潜脱を図る脱法行為を行っているものといえる。

(5) 取消権

ア 特定商取引法上・消費者契約法上の取消権

前述のように、特定商取引法6条1項では、訪問販売業者の禁止行為として、契約締結の勧誘に際して、以下の事項につき不実告知が禁止されている。①商品や役務の種類、内容等、②商品の販売価格あるいは役務の対価、③代金あるいは対価の支払時期、支払方法、④商品の引渡時期あるいは役務の提供時期、⑤申込の撤回や解除に関する事項、⑥消費者が契約の締結を必要とする事情に関する事項、⑦①から⑥まで以外の契約に関する事項で消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの。

以上の事項のいずれかについて事業者が不実告知を行った場合、消費者には契約の取消権が与えられる（特定商取引法9条の3第1項1号）。

また、消費者契約法4条1項1号によると、事業者が重要事項について不実告知をして消費者を誤認させて契約を締結させた場合、消費者に取消権が与えられる。「重要事項」については同条4項に定められており、①物品、権利、役務、その他の契約の目的となるものの質、用途その他の内容(1号)、②物品、権利、役務その他の契約の目的となるものの対価その他の取引条件(2号)がこれに該当する

次に、消費者契約法4条1項2号によると、事業者が物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供して消費者を誤認させて契約を締結させた場合においても、消費者に取消権が与えられる。

前述のように、相手方は、商品の種類や内容（同様に消費者契約法4条1項1号・同条4項1号における不実告知にも該当するものと解される）、販売価格、その他「消費者が契約の締結を必要とする事情に関する事項」、あるいは、「契約に関する事項で消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に該当する不実告知があったと解される。

また、消費者金融業者からの借入元本と利息が返済できるだけの利益がFX売買により確実に得られる旨の言動は、「契約に関する事項で消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に関する不実告知に該当するとともに、消費者契約法上の断定的判断の提供にも該当すると思われる。

イ 取消しの効果

消費者が取消権を行使した場合の効果について、特定商取引法並びに消費者契約法には規定がないので、民法の規定が適用される。それによると、取消しによって契約は遡及的に消滅し（民法121条）、債権債務が初めからなかったことになるので、債務履行として受領した給付物は法律上の原因がない不当利得となる（民法703条以下）。それ故、事業者は消費者から受領した金銭の全額を返還しなければならない。

消費者契約法7条並びに特定商取引法9条の3第4項によると、「追認をすることができる時から」6ヶ月が経過すると取消権は時効により消滅するが、時効の起算点は追認ができるときからであり、不実告知による取消しの場合には、事業者が告げることが不実であることを消費者が認識した時点から時効期間が進行すると解されるので、本件では申立人等が不実告知や断定的判断の提供に気付いたのは、相手方に契約の解消を通知した直前であり、それ故、申立人等の取消権は消滅時効にかかる前に行使されたものと解される。

(6) 不法行為

不当勧誘行為により、正確かつ十分な情報に基づいて自由に判断できる状況においてなされ

るべき消費者の自己決定権が侵害され、不本意な売買契約が締結されたことにより財産的損害が生じた場合、民法 709 条の不法行為が成立すると解される。前述のように、相手方の勧誘行為は不実告知、適合性原則違反等の禁止行為に該当する。また、金融商品取引法や貸金業法の理念にも抵触する行為である。それ故、行為態様の違法性が高いといえる。申立人等の財産的損害としては、本件商品購入のために消費者金融業者から借り入れてその後に返済した若しくは返済すべき元本相当額（商品購入代金相当額）並びに借入利息相当額があげられる。不当勧誘を行った相手方は、申立人等が消費者金融業者から借り入れてその後に返済した若しくは返済すべき元本相当額並びに借入利息相当額の損害賠償義務を負うと解される。

2 あっせん案の考え方

（1）クーリング・オフ若しくは取消しによる代金返還義務について

申立人Bと相手方との契約は狭義の訪問販売に、申立人A並びにCと相手方との契約はアポイントメントセールスに該当する。相手方は契約書面交付義務を負い、実際に契約書を交付しているが、記載に不備がみられるので、申立人等が契約書を受領した後も、クーリング・オフの権利行使期間は進行を開始していない。それ故、契約書受領から8日以上後に解約告知書が送付されていても、本件契約はいずれもクーリング・オフにより消滅している。また、相手方は申立人等に対して不実告知や断定的判断の提供を行っているため、申立人等には取消権が発生し、申立人等の取消しにより契約は消滅している。

以上により、申立人等と相手方との契約はクーリング・オフあるいは取消しによりいずれも消滅しており、相手方は申立人等から受領した代金を返還する義務を負う。

（2）不当勧誘による不法行為について

相手方は不実告知、適合性原則違反等の不当勧誘を行っていることから、不法行為が成立する可能性があり、申立人等が消費者金融業者から借り入れてその後に返済した元本（商品購入代金相当額）と借入利息が損害に当たると解されるが、すでに元本相当額（商品購入代金相当額）については（1）で示したように契約のクーリング・オフ若しくは取消しにより相手方は申立人等に対して不当利得返還義務を負っている。また、申立人等は利息相当額の損害賠償を強く求めていることから、あっせん案においては、借入利息相当額の賠償義務を相手方に負わせないものとする。

（3）結論

以上により、以下の内容のあっせん案を提示した。

相手方は申立人A並びにBに対して各100万円、申立人Cに対して50万円の返還義務があること、申立人と相手方の間には、それ以外に本件契約に関して相互に何らの債権・債務関係のないことを確認する。

3 同種・類似被害の再発防止に向けて

（1）事業者に対して

ア 外国為替証拠金取引について

外国為替証拠金取引（FX取引）は、少額の証拠金で多額の外国通貨（為替）の価格変動に伴う差益を獲得することができる一方で、見込みと異なる価格変動があった場合には、急激に多額の損失を被ることとなり、リスクの高い取引である。そのため、金融商品取引法は、店頭取引の（つまり、取引所取引でない）FX取引について、金融商品取引業者は、勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問又は電話をかけて勧誘することを禁止している（「不招請勧誘の禁止」と呼ばれている。金融商品取引法38条4号、同施行令16条の4第1項）。

また、金融商品取引法は、投資一任契約（金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約）について、投資運用業者として登録を求めている（2条8項12号、28条4項）。さらに、投資一任契約の締結の代理や媒介をする場合は、投資助言・代理業として登録が必要である（2条8項13号、28条3項）。

本件の契約は、「FX自動売買ソフトウェアの売買契約」というのであるが、その実質は、日本の金融商品取引法の投資運用業の登録をせずに投資一任契約をしている海外の業者の代理ないし媒介をしているものである。しかも、その紹介代金は、100万円という高額である（その100万円とは別に、海外業者に対し、FX取引の証拠金を預託したり、手数料を払ったりする費用がある。）。

したがって、仮に事業者が本件相手方のようなサービスを業務とする場合は、金融商品取引法の登録をすべきである。

イ アポイントメントセールスについて

本件の勧誘は、仲介者がSNSで顧客と知り合い、勧誘目的を明らかにせずに、顧客を相手方事務所に連れてきたうえで、行われている。これは、アポイントメントセールスであり、特定商取引法の訪問販売として、法定書面規制やクーリング・オフの対象となる。

特定商取引法上は、法定書面規制やクーリング・オフの対象となるものの、このようなセールスが禁止されているわけではない。しかし、前述したように、店頭FX取引について金融商品取引法が不招請勧誘を禁止している趣旨からいうと、アポイントメントセールスも許されない。

ウ 消費者金融業者から借金をさせたことについて

本件の相手方は、顧客に消費者金融業者から借金をさせて、売買代金に充てさせた。しかも、その借金の際に、収入を実際より高く申告させたり、返済計画について虚偽の申告（虚偽の用途を言わせFX取引利益で返済する計画であることを秘させた）をさせたりした。

貸金業法は、貸金業者に、顧客の収入や返済計画など返済能力に関する事項の調査を義務づけ（貸金業法13条1項）、返済能力を超える貸付けを禁止している（13条の2第1項）。これは、貸金業者に対する規制であるが、その趣旨は、借主（消費者）の保護であり、虚偽申告をさせることは許されない。

エ 破綻処理について

本件相手方は、会社清算中であり、また資産不足であるとして、本件のあつせんを拒否

した。金融商品取引法や特定商取引法に照らして問題のある業務や取引をしながら、清算処理に逃げ込むことは許されない。

(2) 消費者に対して

ア 外国為替証拠金取引について

消費者は、FX取引をしようとする場合は、前述のようにリスクの高い取引であること、そのため不招請勧誘の禁止等の規制があることを十分理解し納得したうえで、金融商品取引業の登録をしている業者を、ほかの金融商品や業者とも十分比較検討のうえ、選択すべきである。

イ アポイントメントセールスについて

SNS上の知人には、ときとして本件のような問題のある取引への誘い手が混入している危険があることを十分認識する必要がある。

アポイントメントセールスは、しばしば悪質な業者に活用されていることも十分認識する必要がある。万一、不本意なあるいは疑わしい契約をしてしまった場合は、直ちにクーリング・オフの手続きをすることを検討する必要がある。

ウ 消費者金融業者からの借金について

消費者金融業者から借金をする場合は、収入を実際より高く申告したり、使途や返済計画について虚偽の申告をしたりしてはいけない。自分の収入や返済計画などを十分検討する必要がある。

エ 破綻処理について

本件相手方のように、問題のある業者は、事後的に責任追及をしようとしても、しばしば、交渉に応じなかったり、会社をたたんでしまったり、資産不足であると言ったりすることがある。契約をする前に注意することが一番であるが、万一契約をしてしまった場合は早急に消費者相談をする必要がある。

オ 若い消費者に対して

SNSを利用して近づかれアポイントメントセールスに持ち込まれる被害は、特に若い消費者に多い。残念なことではあるが、SNS上で親しくなったように思っても、落とし穴がある。FX取引についても、若い人たちは外国のものであることに比較的抵抗が少なかったり、デイトレーダー(短期売買)で儲けたという噂話が広がっていたりすることから、近づきやすい面がある。せっかく稼いだ給与を一瞬にして失うこともあることを、十分に知っておく必要がある。消費者金融の利用にも抵抗感が少ない面があるようであるが、自分の力以上の買い物をするということであることを自覚する必要がある。

資料 1

(1) 申立人Aからの事情聴取

項 目	内 容
契約内容	契約日：平成 26 年 1 月 17 日 商 品：F X自動売買ソフトウェア「M a t r i x F X」 内 容：U S Bライセンスキー 1 個、取扱説明書一式、専用ケース 契約金額：100 万円（全額支払済み）
勧誘を受けるに至った経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 1 月の初めに SNS で知り合った「アッキー」というニックネームの男性（28 歳くらい）から誘われて飲みに行った。 ・1 月中旬の夜、新宿の駅前で待ち合わせし、アッキーの行きつけの居酒屋で飲んだ。趣味や仕事の話などをしていると、アッキーに電話がかかってきた。アッキーの仕事上の先輩の友達が一緒に飲みたいとのことで、申立人 A は断る理由もないので承諾した。 ・その先輩の友達は、「内田」と名乗り、良いコートを着ていて、色黒で小太りな感じの男性で、28 歳ということだった。内田氏は、品川の高層のマンションの最上階の方に住んでおり、部屋から撮った眺めの画像を申立人やアッキーに見せた。また、金があったら何に使いたいかなどという話をした。 ・内田氏は、携帯電話のアプリを見せて、「F X の取引のアプリで結構儲けていて、地道だけどうまく活用すればいい資産運用になる」と 30 分くらい話をした。 ・内田氏は、この F X アプリを紹介してくれたところへ久しぶりに行こうと思っている、一緒にどうかと誘ってきた。アッキーから「一人では不安なので一緒に行かないか」と誘われたが、証券取引所のようなところへ自分のような素人が行っても良いのかと不安だった。内田氏に尋ねると、ラフな格好でもよいが入るのが厳しいので身分証を持ってくるようにと言われた。
販売会社で受けた勧誘	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 1 月 17 日、アッキーと浜松町の駅で待ち合わせ、内田氏とカフェで合流し、内田氏の案内で、F X ソフトの会社へ行った。 ・会社内は、自分が想像していたような取引所とは全く違い、セキュリティチェックもなく、思っていたよりも小さな事務所で中はがらんとしていた。申立人、アッキー、内田氏、会社の担当者の 4 人でテーブルについた。 ・担当者（黒井氏）は、仕事の話や趣味の話をした後、経済の話をした。黒井氏によれば、アメリカでは小さいころから取引をしている、F X 取引はお金のない人でも地道にやっていける、知識があれば誰でもできる、という話だった。その後、F X 自動売買ソフトウェア（アプリケーション）の話になった。 ・黒井氏は、その自動売買ソフトはコンピュータのプロが企業向けに開発したもので、最初は高かったが今はものすごく安くなり 100 万円だと説明をした。 ・申立人は、株や F X という言葉を聞いたことはあったが、そういう取引は知識がないとやれないと思っていた。申立人がそのことを言うと、内田氏が「自分も全く F X 取引のことは知らなかった。知識

	<p>がなくても、ソフトにまかせておけば、全部やってくれて、儲かっている」と言った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒井氏は、FXは人間の心理でやると失敗するが、機械にまかせれば、そういうことがないのでうまくいくと説明した。申立人は、黒井氏の説明を受けて、細かい指示は必要なく全部機械がやってくれる、申立人がやることは、元手のお金を入れること、運用結果をアプリで確認し儲かった分をまた元手に入れていくということ、と理解をした。 ・黒井氏は、1年くらいあれば5万円が2倍に増えて、それがまた2倍になって、というような話をした。また、プラスマイナスはあるが、最初に入れた金額よりも減ることはないとも説明した。黒井氏の説明により、申立人は、5万円がソフト代の100万円になるのは、早ければ2、3年長くとも10年もかからないうちだと理解した。 ・黒井氏は、会社ではローンが組めないので、消費者金融業者から借りて工面するという話もした。申立人は、借金をするのが不安だったが、内田氏は「ソフトウェア代は消費者金融で借りればよい、自分もそうした」と言い、やり方を教えてくれるという話になった。 ・会社にソフトの在庫がなかったが、黒井氏がソフトウェアを使っているという投資家に電話をして、その人から2台分を譲ってもらえるという話になってしまった。アッキーは「あるならすぐ買う」と言い、申立人もつられてそんなに良い商品があるのなら買っておこうと思い、アッキーと一緒に契約書を書いた。
<p>消費者金融業者から借入をした経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書を書き終わると、内田氏がタクシーを呼び、内田氏・アッキー・申立人の3人で新橋まで行くことになったが、申立人はタクシーに乗ってから、消費者金融へ行くことを知った。 ・新橋に着くと、アッキーは一人で消費者金融業者へ行き、内田氏が申立人に付き添った。金の借り方について、内田氏から「審査が厳しいから、こういう具合にやれば通る」などとメールでアドバイスをされ、さらにわからないことがあったらメールで聞くように言われた。アドバイスの内容というのは、当時の年収は200万円弱だったが300万円とするとか、借入理由を聞かれたら車を買うと答えるとか、いう内容だった。 ・内田氏が途中で用が出来たと言っていなくなったが、黒井氏が店舗の階段の陰で待っていた。黒井氏は、申立人が借りた現金100万円を数えもしないで受け取り領収証を出した。 ・その後、黒井氏・アッキー・申立人の3人で食事へ行ったが、黒井氏やアッキーと会ったのは、これが最後だった。
<p>商品を受け取った後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫を確保したと言われて契約したため、ソフトウェアはすぐに届くと思っていたが30日を過ぎても届かなかったので、黒井氏にどうなっているかとメールで問い合わせるとようやく届いた。ソフトウェア(USB)は届いたものの、使い方がわからなかったので、アッキーに聞いてみようと思い連絡した。アッキーはすでに取引を始めており、「すごい順調」とグラフをメールで送ってきたので、実際に見せてもらうために会う約束をしたものの、アッキーに用事が

	できた等と断られて結局会えなかった。
解約の意思表示をした経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・後日、F X取引に詳しいという友人に、契約書とソフトを見てもらったところ、消費生活センターに相談するようにアドバイスされた。5月中頃に契約の経過や解約したい旨の書面を会社に出した。
希望する解決内容	<ul style="list-style-type: none"> ・元々F X取引や自動売買ソフトなどに興味はなかったので、このような勧誘がなければ、100 万円でソフトの購入をすることなどなかった。契約を解消したい。借入金の月々の返済も苦しいため、商品を返すので相手方に支払った 100 万円だけでも返して欲しい。また、消費者金融業者へ支払う利息も補償してもらえらるなら、それに越したことはない。

(2) 申立人Bからの事情聴取

項 目	内 容
契約内容	契約日：平成 26 年 3 月 16 日 商 品：F X自動売買ソフトウェア「M a t r i x F X」 内 容：U S Bライセンスキー 1 個、取扱説明書一式、専用ケース 契約金額：100 万円（全額支払済み）
勧誘を受けるに至った経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS の友達募集のコミュニティに登録したところ、自分と年の近い男性から「友達になりませんか」と連絡があり、友達になった。その男性は氏名を名乗り、「タク」と呼んでくれと言った。タクは、パソコンのインストラクターをしているということだった。 ・ タクから「飲みに行こう」と誘われ、日曜日の夕方に、目黒駅前にある居酒屋で飲んだ。話していると、タクに電話がかかってきて、「俺も 1 回しか会ったことがない人だけど、自分の上司の友達が今から来るけどよいか」と聞かれ、申立人は断る理由もないので承諾した。 ・ やってきた男性は「ヤマザキ」と名乗り「ザキさん」と呼んでくれと言った。ザキさんは、27、8 歳くらいの男性で、不動産の仕事をしているということだった。しばらく雑談していると、ザキさんがしきりと携帯のアプリを見るので、タクがそれは何かと聞いた。ザキさんは、「何年か前から、ちょこちょこやっている。自分の投資分をリスクなしで、外国の銀行に預けて、金利がいいところで取引をするもので、損をしない。」などと説明した。ザキさんは「興味があるなら、連絡をとってあげる」と言うので、申立人はタクが一緒なら話を聞きに行ってもよいと思った。飲み会后、タクがザキさんと連絡を取って行く日時を決めた。
販売会社で受けた勧誘	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年 3 月 16 日、申立人は J R の浜松町駅でタクと待ち合わせ、ザキさんが遅れるというので喫茶店で待った。 ・ ザキさんに案内してもらい、会社の事務所へ行き、ザキさんの担当者を紹介された。担当者は本田と名乗り、小太りの 30 歳手前くらいの男性だった。会社の事務所には、3 つほどテーブルがあり、そのうちの一つのテーブルを、申立人・タク・ザキさん・本田氏の 4 人で囲むように座った。 ・ 最初に、ザキさんが申立人とタクを本田氏に紹介した。申立人が飲食関係の仕事をしていると話すと、本田氏は「飲食の方の利用も増えていて、〇〇さん（有名な寿司屋）や他のお寿司屋さんの方、経営者の方が利用するケースが増えている。利益が出た分で、人が一人雇える」と言い、申立人は飲食業は人が足りないのなるほどと思った。 ・ 本田氏は、自動売買ソフトウェアについて「ソフトウェア代はかかるが、ソフト代を返済してしまえば、利益が出る」、「平均リターンが年 60 万円から 70 万円くらい」、「ソフトウェア代を借りても 2 年以内ですぐ返せる」と説明した。 ・ 本田氏は、「ソフトは自動で取引するもので、投資家は 3 台買って使っている。人気なので、在庫が出せるかわからない」と言って、

	<p>在庫確認のために、別の部屋に行って 30 分くらい戻ってこなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ザキさんは、携帯のアプリで自分の取引の成果を申立人らに見せながら、「貯めた額だけで 800 万円」、「それ以外にもこの利益でマンションも買い、それを人に貸して家賃収入を得ている」、「マンションのローンは利益で支払え、それが終わると資産としてマンションが残り、賃貸収入はずっと入ってくる」などと、不動産関係者らしい話をした。 ・本田氏は「本当は 120 万円だが、若い人が利用する場合は返済が難しいので安くして 100 万円にしている」とソフトウェアの値段について説明した。さらに、「投資家が譲ってくれて、在庫が 2 人分確保できたが、一括で現金で 100 万円もらう必要がある」と言い、もう夜の 7 時だったので、「今、現金で用意できないだろうから、新橋の消費者金融で借りることになる」と言った。 ・FX 自動売買のアプリケーションは、会社で説明を受けたときに自分のスマートフォンにダウンロードした。
<p>消費者金融業者から借入をした経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者金融業者から借入するように、本田氏から言われて少し不安だったが、ザキさんに「俺も消費者金融から借りた経験があるから」と言われ、ザキさんとタク、申立人の 3 人で、会社から出た。ザキさんが流しのタクシーを止め、申立人とタクを新橋の消費者金融業者の店舗まで連れて行った。 ・ザキさんから、ラインで、こうやれば消費者金融業者から 100 万円が借りられるという方法を教えられた。例えば、100 万円の用途を聞かれたら、車の頭金と答えるという内容だった。申立人はお金を借りなければならぬと必死になっており、何故正直にソフトウェアを買うと言ってはいけないだろうか、などと疑問に思わなかった。 ・申立人とタクは別々に消費者金融業者の店舗へ入った。 ・ザキさんから「タクは借りられたから、先に移動する」とラインで連絡がきた。申立人は教えられた方法で、消費者金融業者から 100 万円を借りて、タクがいるファーストフード店へ行った。
<p>代金の支払と契約書への記入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ファーストフード店には、タクだけではなく本田氏もおり、タクは既に 100 万円を渡したとのことだったので、申立人も本田氏に現金 100 万円を渡した。その後、そのファーストフード店で、契約書類に記入し、本田氏から契約書と領収証を受け取った。申立人は印鑑を持ち歩く習慣があったため、印鑑を持ち合わせており、契約書に押印した。また、本田氏から、USB や取引口座の書類が送られてくると言われた。
<p>口座開設と商品の受領</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Deal Matrix 社というニュージーランドの会社から書類が送られてきた。本田氏から運用の会社であると説明をされていたので、書類に記入して返送した。 ・本田氏から指定された口座へ 10 万円を預けたところ、手数料が差し引かれ 10 万円を切った金額が残高に表示されていた。毎日の取引の結果がスマートフォンで見られたが、たくさん取引がある日もあれば少ない日もあり、マイナスもプラスもあるという感じで、とても

	<p>1年で60～70万円のリターンがあるようには思えなかった。入金した金額が少ないからだと思い、1万円を追加したがまた手数料が引かれ残高は数千円しか増えなかった。その後も取引を確認していたが、説明されたように残高は増えていかなかった。</p>
<p>解約の意思表示をした経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・このことを彼女に話したら「だまされているのではないか」といわれ、両親に相談したところ、消費生活センターに相談しなさいとアドバイスされ、センターへ電話し、平成26年6月8日付けで解約通知書を相手方へ送付した。 ・センターの相談員に交渉してもらったところ、口座へ入金した11万円はほぼ全額返金されたが、ソフトウェアの代金は返金してもらえなかった。
<p>希望する解決内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明された内容が実際とは違うので、FX自動売買ソフトウェアの代金として支払った100万円を返金してほしい。

(3) 申立人Cからの事情聴取

項 目	内 容
契約内容	契約日：平成 26 年 5 月 22 日 商 品：F X自動売買ソフトウェア「M a t r i x F X」 内 容：U S Bライセンスキー 1 個、取扱説明書一式、専用ケース 契約金額：100 万円（既払金額 50 万円）
勧誘を受けるに至った経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS で知り合った●●からメッセージが送られてきて、一緒に飲みに行くことになり、●●のおすすめの居酒屋で飲んだ。●●は不動産会社に勤めており、飲み始めてから 30 分もしないうちに、取引先の相手だという山崎氏という人から●●に電話があり、山崎氏も一緒に飲むことになった。山崎氏は 28～30 歳くらい、●●は 25 歳くらいだと思う。 ・ 飲んでいるうちに、山崎氏の住んでいる品川の話や家賃の話をしていたら、F Xや Deal Matrix 社の話になった。申立人と●●は、山崎氏に案内してもらって、F Xの会社へ話を聞きに行くことになり、いつか空いているかときかれたので申立人が 22 日と答えると、●●と山崎氏もその日は空いているから行こうかという話になった。
販売会社で受けた勧誘	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人・●●・山崎氏は 3 人で会社へ行った。担当者の黒井氏から、日本経済や日本の貯金とか貯蓄のこと、海外はいろいろなお金の貯め方があるという話をされた。そこから F Xやソフトウェアの話になり、こういうところがいいというメリットの話をされた。 ・ 黒井氏から、Deal Matrix 社という会社の名前が出て、口座をつかって、相手方のソフトウェアで自動売買するという話を聞いた。主に黒井氏が話していたが、山崎氏も合いの手を入れる感じで、「その口座にお金を入れておけば、あとは自動で増えていく」、「今その口座の中に入っているのが、大体 700 万円くらいある」と話した。 ・ 黒井氏は、「10 万円を入れたとして 1 年で大体 3～4 倍にはなる」、「10 万円だとしても月に大体 2～3 万円は増える」という話をした。元手を増やせば、その何割かが増えるので、返ってくる額も大きくなるという話だった。一気に爆発的というよりは、こつこつ貯めるという感じだと説明された。 ・ 申立人は、F X取引について、黒井氏からの説明で、海外の通貨に替えていろいろ取引をして、とりあえず日本の国内だけでやる取引だと理解した。自分が予想した結果どおりにお金が上下すれば、その倍率の分だけもらえて、もし外れれば、掛けた分が持っていかれるという感じの認識だった。ドルのお金の価値とか、お金の価値が上がったときに得して、お金の価値が下がったときに損するという認識だった。 ・ Deal Matrix 社では、外国の通貨は 10 カ国くらいあったように記憶している。自分で通貨を選ぶのではなくて、このソフトウェアは自動で取引してくれて、口座にお金を入れること以外は自分が何かをするということではなく、自動取引の結果を見るというシステムだ

	<p>った。黒井氏から、全部自動でやってくれて、少し負ける場合もあるけれども、結局合計するとプラスのほうが多いから利益が出ること、コンピュータが自動でやってくれるから元手より少なくなることはまずないと説明された。また、月々に出る利益は消費者金融業者から借りた毎月の返済金額を上回ると説明されたので、申立人は利益になるのだなと思った。損をした人の話は聞かなかった。</p>
<p>消費者金融業者から借入をした経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山崎氏から、自分もやったことがある、車の購入代金と言えば借りられると言われ、教えてもらったようにして、消費者金融業者からお金を借りた。 ・消費者金融業者で50万円を借りた後、受け取りに来たのは黒井氏とは別の人だった。会社へお金を持って行くのだと思っていたので、疑問に思ったが、山崎氏も一緒だったので50万円を渡した。
<p>解約の意思表示をした経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実際にやってみると、利益というか増える金額が明らかに少なく、一応増えてはいるが消費者金融業者で借りた毎月の返済金が支払える分まで利益が出ていなかった。黒井氏が説明したことと違う、おかしいと思った。 ・また、ソフトウェア代金は100万円と言われていたので、残り50万円支払わなければいけないこともあり、おかしいと疑問を感じたこともあったので、●●にクーリング・オフしたいと言った。すると、黒井氏に●●が電話し、50万円だけでいいという話になってしまったため、クーリング・オフのことはそれ以上言えなくなってしまった。 ・そこで、消費生活センターに電話をして書き方をアドバイスしてもらい、6月9日にクーリング・オフのはがきを出した。 ・その後、7月11日に、口座へ振り込んだ9万円のうち7万9,538円が返金された。手数料を引かれたようだが、このときは仕方がないと思った。
<p>希望する解決内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商品を受け取っていないので、100万円の契約を解消したい。 ・ソフトウェア代として支払った50万円を返金して欲しい。 ・9万円から差し引かれた手数料1万462円も返金して欲しい。 ・消費者金融業者に支払った利息分についても、補償してもらえないだろうか。

資料 2

「FX自動売買ソフトウェアの売買契約等に係る紛争」処理経過

日 付	部会開催等	内 容
平成 26 年 10 月 14 日	【付託】	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争案件の処理を知事から委員会会長に付託 ・あっせん・調停第二部会の設置
10 月 29 日	第 1 回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争内容の確認 ・申立人 C からの事情聴取 ・相手方への対応の検討
11 月 4 日		<ul style="list-style-type: none"> ・申立人 B からの事情聴取
11 月 5 日		<ul style="list-style-type: none"> ・申立人 A からの事情聴取
11 月 19 日	第 2 回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人らの事情聴取結果の総括 ・相手方への対応の検討
11 月 27 日		(第 3 回部会予定) 相手方からの事情聴取 ⇒25 日に欠席する旨の連絡があったため、期日延期
11 月 28 日		(相手方に対し、事情聴取等について、再度要請) ⇒相手方からの回答なし
12 月 22 日	第 3 回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方への対応の検討 ・問題点の整理 ・あっせん案の考え方の検討
12 月 22 日		(資料提出等を再度要請) ⇒相手方からの回答なし
平成 27 年 1 月 5 日	(あっせん案)	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん案を紛争当事者双方に提示 (申立人は全員受諾、相手方は拒否)
1 月 19 日	第 4 回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・調停案の確定 ・報告書の検討
1 月 19 日	(調停案)	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方に調停案の受諾を勧告 (相手方は拒否)
2 月 16 日	(通知)	当事者に処理手続きの打切りについて通知
3 月 23 日	【報告】	<ul style="list-style-type: none"> ・知事への報告

氏名	現職	備考
学識経験者委員		(16名)
安藤朝規	弁護士	
上柳敏郎	弁護士	本件あつせん・調停部会長
大澤彩	法政大学法学部准教授	
沖野眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授	会長代理
織田博子	駿河台大学大学院法務研究科教授	
角紀代恵	立教大学法学部教授	
鎌野邦樹	早稲田大学大学院法務研究科教授	
川地宏行	明治大学法学部教授	本件あつせん・調停部会委員
佐々木幸孝	弁護士	
執行秀幸	中央大学大学院法務研究科教授	
千葉肇	弁護士	
中野和子	弁護士	
平野裕之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
村千鶴子	弁護士・東京経済大学現代法学部教授	会長
山口廣	弁護士	
米川長平	弁護士	
消費者委員		(4名)
奥田明子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	
佐野真理子	主婦連合会 参与	
橋本恵美子	東京都生活協同組合連合会 常任組織委員	
宮原恵子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 総務部 部長	
事業者委員		(4名)
栗山昇	東京都商工会連合会 副会長	
中村幸夫	一般社団法人東京工業団体連合会 専務理事	
橋本昌道	東京商工会議所 常任参与	
穂岐山晴彦	東京都中小企業団体中央会 常勤参事	